

# 《保存版》

令和7年5月22日

第1学年 保護者 様

兵庫県立播磨南高等学校

## 令和7年度 授業料及び諸会費の納入について

令和7年度の学校への納入金額及び納入日は、下記のとおりです。  
振替日の前日までに口座へ入金していただき、口座振替ができるようご協力をお願いいたします。

### 記

月別納入金額内訳(1年生)

(単位:円)

振替月	4	6	7	8	9	10	11	12	1	計
振替日	4/4 (現金納付)		1年のみ 振替なし	8/28	9/12	10/28	11/12	12/29	1/13	
入学料(公費)	5,650									5,650
授業料(公費) ※注1		(9月まで猶予)			59,400		29,700		29,700	118,800
口座振替手数料 ※注2				55		55		55		165
学校徴収金 教材費等の 私費の内訳	PTA入会金 ※注3	1,000								1,000
	PTA会費 ※注3	7,200								7,200
	教育振興会入会金 ※注3	1,000								1,000
	教育振興会費 ※注3	4,800								4,800
	生徒会入会金	1,000								1,000
	生徒会費	1,950			5,850					7,800
	学年費	27,400			14,150		5,000		5,000	51,550
修学旅行等積立金	0			10,000		25,000		25,000	60,000	
授業料 無し 合計	50,000	0	0	30,055	0	30,055	0	30,055	0	140,165
授業料 有り 合計	50,000	0	0	30,055	59,400	30,055	29,700	30,055	29,700	258,965

※注1 授業料は、「高等学校等就学支援金制度」または「高校生等臨時支援制度」で認定された場合、国から授業料相当額(月額9,900円)が支給され、実質無償化されます。

学校設置者である兵庫県が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てることにより、当該月の授業料を納付する必要がなくなります。

まず、「高等学校等就学支援金制度」で審査し、所得制限により不認定となった場合は、「高校生等臨時支援制度」で認定される流れになります。

「高校生等臨時支援制度」は、今年度から導入される制度です。申請方法等の詳細については、後日別途ご案内いたしますが、本来の授業料徴収月である6月振替までに判定できません。「高等学校等就学支援金制度」または「高校生等臨時支援制度」ともに認定できず、授業料を納付する必要がある方については、9月にまとめて納付していただく予定です。

※注2 口座振替の可否に関わらず、手数料55円はご負担いただきます。ただし、授業料のみの振替は、手数料不要です。学校徴収金が口座振替ができなかった場合は、上記金額にコンビニ収納手数料143円を加算した納付書をお渡します。お近くのコンビニで期日までに納付してください。

※注3 PTA会費等・教育振興会費等については、会員の方のみが対象です。